

民泊がしたい…

民泊について心配…



民泊をしたい方も、民泊をしない方も、

届出・登録等の手続きから、マンション管理規約の見直しまで、

本会の民泊に精通した行政書士が電話相談をお受けします。

## 東京都行政書士会

### 民泊ヘルpline

3月1日(木)より電話相談開始

平成30年6月15日に住宅宿泊事業（民泊）法が施行されます。民泊事業者の届出は3月15日から受付開始されます。住宅宿泊事業（民泊）を行うには、法の規制だけでなく、法第18条に基づき制定される都道府県・特別区などの条例に則った手続きが必要です。また、マンションの民泊問題については、管理規約でしっかり民泊の可否を決め、トラブルを未然に防ぐ必要があります。東京都行政書士会は、日頃から東京都や各区市町村の行政とも密接に連携しており、法、条例に精通した許認可申請のプロを擁しております。さらに、これを機に管理規約を見直したい管理組合のご相談にも対応します。

そうだ行政書士に  
相談しよう！

東京都行政書士会市民相談センター無料電話相談

📞 03-5489-2411

受付時間 12:30~16:30(土日祝祭日・年末年始等除く)



東京都行政書士会

〒153-0042 東京都目黒区青葉台3-1-6 / [www.tokyo-gyosei.or.jp](http://www.tokyo-gyosei.or.jp)